

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 5年 月 日
				決裁日 5年 月 日

農業委員会令和5年1月総会

開催日時 令和5年1月20日 午前10時00分～
 開催場所 守口市役所6階 研修室602号
 出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥辻本 卓郎
 ⑦中東 郷美 ⑧橋本 徹

事務局 阪本、松前、柴崎、中道

閉会時間 午前10時46分

西口会長 それでは、ただいまより令和4年度の1月の農業委員会総会を始めたいと思います。

新年は明けましておめでとうございます。皆さんにおかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと存じます。

昨年は長引くコロナで大変な年でありました。そのおかげで、食料自給の変化、急激な円安がありました。そこへ加えて、世界情勢の緊迫な状況がありまして、我々農業界にとっては、生産資材の高騰が続いて、やっぱり農業界にとっては厳しい年であったと思います。今年はコロナも収束して、平安な年であるように願っております。

さて、農業界といいますか、農業の現状を考えますと、御承知のように、農業者の高齢化がますます進んでおりますし、農地面積の減少は、この守口だけではありません。御承知のように、全国的に減少をしております。このようないろんな問題を踏まえまして、この今年の4月からは、改正農業経営基盤強化促進法という、長ったらしい名前ですけども、改正農業経営基盤強化促進法などが施行されます。ということで、今までは人・農地プランというようなことを言っておりましたけども、これは市町村の地域計画というようなことで、法定化されるということでございます。これらの地域に根づかせて、実効あるものにしたいというようなことで、これから農業委員の皆さん方の

お知恵を拝借しながら、目標地図の素案を作っていこうという国の方針であります。これらのことは、今度また24日に北河内の会合がありますので、そのときまた、鈴木局長から詳しい説明があらうかと思えます。ということで、農業委員の皆さん方、新しい課題にまた挑戦をお願いしたいなと思っているということで、今後もよろしくお願い申し上げます。

そういうことで、1月の農業委員会総会を始めるんですが、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、農業委員会憲章を唱和したいと思いますけども、まだコロナが蔓延してますので、また黙読をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

それでは、本日の欠席委員の報告を、お願ひいたします。

事務局 本日、欠席届の出ている委員は、砂口委員、辻本恵美子委員、山崎委員、木村委員、4名でございます。現在の出席委員数は8名となります。山田委員のほうは、ちょっと連絡が来ていないので、ちょっと遅れているかなと思われます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、辻本委員と、卓郎さんですね。中東委員でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議事の進行に入りますが、いつも申し上げております。恐れ入りますが、発言に際しましては、挙手をお願いいたしますので、私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、報告事項第16号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 先日、委員さまに送付させていただきました次第に、若干変更がございますので、本日配布分の次第に沿って進行をさせていただきます。

それでは、報告第16号「農地法第4条第1項第8号の規定による、農地転用届出について」、事務局より説明させていただきます。

恐れ入りますが、番号1を御参照願ひます。

資料記載のとおり（※）

以上です。

西口会長 ありがとうございます。事務局より説明をいただきました。現地確認が行なわれましたので、当日現地に同行いただきました橋本委員より、御意見の補足がありましたら、お願い申し上げたいと思います。

橋本委員 はい。現地に立合わせていただきました。別に問題はなく、建ってる年数も長くなっておるとい状況なので、問題ないと思います

西口会長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見をお願いしたいと思います。

よろしいですかね。

ないようでございますので、次に進みたいと思います。

それでは、「報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料記載のとおり（※）
以上です。

西口会長 ありがとうございます。現地へ確認を行った田中職務代理より、御意見の補足がありましたらお願いいたします。

田中委員 19日、会長とともに事務局と立会いさせていただきまして、建物の一部でしたので、周辺も市街化区域ですので、何の問題もありませんでした。

西口会長 ありがとうございます。

それでは、この件について、皆様方に意見を求めたいと思います。何かこの件で御意見はありませんか。

石田委員 すいません。ちょっと教えてください。

西口会長 どうぞ。

石田委員 農地転用の件で、よく上がってくるのは、第4条第1項第8号ということで上がってくるんだけど、今回7号で上がってきてませんか。この7号というのは、その譲受人と譲渡人、これの貸し借りが出てきたときに7号の適用になるの。それとも既に土地の上に建物が

建っているから7号の適用になるの。ちょっと7号と8号の区分が僕よく分からへんので、ちょっと教えてほしいんやけども。

西口会長 お願いします。

事務局 まず農地法、これ8号、おっしゃっていただいた分というのが農地法4条のものになります。そしてこの7号というものが、農地法第5条の規定によるものになりまして、その4条というのが転用、いわゆる農地を宅地やその他の用途に変えることに対する、農業委員会の許可であったり届出があるという手続になります。

そして5条というものが、転用にともなって権利移転を行う場合です。つまり、農地を宅地にするに当たって、別の方に売買をすると。そういった場合に必要な届出、手続になります。

ですので、4条の場合は、単にその権利者が農地をそれ以外のものに変えるという場合ですので、届出人が1人になっておりまして、5条の場合、5条1項第7号の場合は権利移転をとまうので、権利を渡す人と権利をもらう人という形で、譲受人と譲渡人の2人というものが手続に登場してくるというような形になっております。

石田委員 それは売買も賃貸も、要は権利の変換になったときに5条の適用ということか。

事務局 おっしゃるとおりです。

石田委員 分かりました。ありがとう。

ごめん。ちょっとこれとは関係ないけども、最初に会長ね、今日の署名委員は辻本委員とおっしゃらはってんけど、辻本委員さん、今日お休みだから、どうされはんのかな思うて。

西口会長 卓郎委員です。

田中委員 卓郎さんです。

石田委員 あっ、ごめん。あの女性の方と違うんか。

西口会長 違います。

石田委員 ごめんごめん。間違えました。すいません。

西口会長 辻本委員って、あと卓郎委員って、ちょっと補足させてもらいました。

石田委員 ごめんどめんど。分かりました。ごめん。

西口会長 いいんですかね。

石田委員 はい。

西口会長 それでは次、進ませていただいたらよろしいですかね。
それでは、2の報告事項(1)の「生産緑地取得発生について」、事務局より説明をお願いいたします。はい。お願いします。

事務局 これは、報告事項のページを御覧ください。

これは令和4年12月27日付で、守口市長より、農業委員会宛てに、生産緑地の取得について、あっせんの依頼がございましたので、この経過報告を御報告いたします。

今回、申出人が、御覧のとおり4件、所在及び地番は、一覧表のとおりでございます。

申出理由は、全て告示日から起算して30年経過によるためです。

通常の買取申出は、主たる従事者の死亡や故障によるものですが、今回は、守口市が生産緑地の告示を行った平成4年から、昨年の令和4年11月30日で、30年を経過したものに伴うものです。

つきましては、現在、あっせん協力依頼先の、北河内農業協同組合へ、2月8日を期限として、その取得の有無の回答待ちでございます。

回答、もし不調を受理した後の処置の流れは、当農業委員会より守口市長宛てに、その旨を報告いたします。そして担当課のほうで生産緑地解除に向け、都市交通計画課のほうなんです、主導の下、手続が行なわれます。つまり、その後は農地転用が可能となります。

担当地区内の委員様におかれましては、御承知置き、よろしく願いいたします。

以上です。

西口会長 はい。ありがとうございます。

この30年を区切りに、市内農地の面積減少に拍車がかかっているということで、都市農業の維持が極めて困難であることを、私も痛感

しております。

あと、いろいろ農地減少に関わる話が、今後また出てくるかと思えます。御承知のように、門真のほうで、ららぽーとがまた営業を開始している話が出てますし、今までは堺がららぽーとを開設したときに、堺周辺で、かなりまた農地面積が減少しております。そのことで、あまり影響ないことを願っておりますけども、農地減少の流れがちよっとでもとどまったらいいなと思っております。

その件について、何か委員の皆さん方、御意見がありましたら頂戴したいと思えます。

よろしいですかね。

ないようでございますので、次にまいります。

石田委員 ごめん。今のその件ね。所有者、申出人から、最初にこれは、農業委員会に申出をしはったわけ。

西口会長 はい、お願いします。

事務局 いえ、生産緑地に関しましては、市に申出することになっておりまして。

石田委員 都市計画課だな。

事務局 そうです。

石田委員 そこへ申出をして、そこからJAに依頼してはんの。

事務局 その前に、都市交通計画課のほうから、市のほうで買取りをするかしないかという判断を先に下されます。それが不調に終わりました、今回農業委員会に、農地として取得を得る希望者を募っていただきたいというあっせん依頼がございました。それを受けまして、現在うちの農業委員会のほうから、農協のほうにですね、依頼を申し上げて、今経過中で、2月8日付で返事を待っております。

石田委員 その申出人さんからね、市のほうに買取請求というのか買取要求というのを、一番最初、それはいつされたんですか。

事務局 その日付までは。

石田委員 何で言うたんかと言うとね。2月8日が期限やって言わはったやんか。JAからの返事を。それ、どれだけの期間見てはんのかな思うて。

事務局 基本的には、都市交通計画課のほうから、2月中旬で返事いただきたいという旨の御指示がありましたから。

石田委員 そうやろう。だから一番最初、申出人さんが、市ほうに依頼されたのはいつ頃かって、今ちょっと教えてほしいと思っただけ。期間がどれぐらいあるのかなと。1年か、2年か。

事務局 こちらの情報としましては、昨年12月27日付に、守口市のほうから農業委員会のほうに生産緑地の取得のあっせん依頼がございました。その回答期限が、この2月14日になっております。委員の御質問なんですが、その買取申出を出された人が、いつ市の担当課のほうに出されたかという情報までは、ちょっと把握しておりません。すいません。申し訳ないです。

まずですね、※に関しましては、申出日が令和4年12月1日になっております。

石田委員 それはごめんなさい。何回も聞いてごめん。それは一番最初、生産緑地として30年経過したから、市のほうに買取りを求めはった日か。

事務局 そうです。申出日が、※が市に申出された日が、令和4年12月1日。申出理由が、告示日から起算して30年を経過すると。

石田委員 いやいやごめん、それでええねんけどな、12月1日に市に申出てな、ほんでそっから市のほうが買取りをしないということになって、ほんで農業委員会のほうに、そのお話が出て、農業委員会からJAに依頼しはって、ほんで2月の8日やろう。ほんならこれ、期限的にはな、2か月やんな。2か月弱やな。それって。

事務局 はい。それから返答しまして、市のほうで最終的に。

石田委員 いやいや、もちろん分かってんねんけどな、余りにも短いんちゃうかな思うて。というのは、会長も言わはったようにな、まあほかの市も含めてやけど、多分こういう事例が、市民から市のほうに相談があるのか、農業委員に相談があるのかは別にしてな。この説明を、えっ、

そんな短いのって言われたときにな、うん。いや、私はそう思うねんけどね。短か過ぎるといふうに思うねんけども、今後のことも含めてね、その検討していただく時間をな、もうちょっと長いほうがいいん違う。そんなことない。JAさんも困ってはんのちゃう。こんな間にどうするかというのは。引き受けるか引き受けへんか。ちょっと短か過ぎるんちゃうか。ちょっと僕、分かってないのであれやけど。

田中委員 これね、生緑平成4年から去年満期というか30年満期ですやんか。だから短いんちゃうかなって。うち、ちょっと何年か前なんですけど、平成29年かそこら、28年かそこら辺だった、そうですね。そのときは、うちは、生緑になったのが16年開始だったんですよ。あれ30年やから、まだ10何年あるので、結構ね、1年ぐらいかかったんです。そのちゃんと都市計画まで書類行くまでね。市が買取り、JAが買取り、市民買取りの、それで1年かかったんです。けどこれは、生緑がもう満期、去年満期になってるから、だから早いん違うかなと私思ってるんです。何か短いなと思って。30年満期にならへん場合は、解除するのは、すごいいろんな条約がありますやんか、条例が。医者 of 証明、何証明証明って言いますやんか。でもこの30年満期になったときには、次、継続いうのは10年ですやんか。でもそれで、もうしないっていうことになったら、ものすごく早いなと思って、今言わはった。だから満期なったからかな。満期というかね、30年のあれだからかなと、私も今思ってたんですけど。そういうふうなのが、はい。

石田委員 分かりました。はい。ちょっと僕もあんまりよう分からへんけどもね、その辺の期間いうかな、申出があってから、それからJAが返事するまで。JAも要はこれは、自分とこでやらはるんか、あるいはJAが誰かをこう、協力者を探しはんのか、ちょっとその辺僕分からへんねんけどもな。そのJAさんにもっと期間を与えてあげたほうが、より有効いうかな、そういう依頼先を見つけやすいんかなと。まあ期間が長いから、ええちゅうもんじゃないのは分かってんねんけどな。その辺をね、市のほうで、都市計画とも含めて、農業委員会も都市計画課と調整しながら、その辺もう一遍、期間の見直しいうんかな、一遍検討していただいたほうがいいのかなと思います。あくまでも私の意見です。はい。

事務局 1点だけ補足をさせていただきたいと思います。一応30年の経過での買取りの申出と、主たる従事者がお亡くなりになった場合とか、

ちょっと障害持たれたとか、そういった場合での買取りの申出、両方ですね、申出日から3か月たってしまうと、もう、行為制限が解除されてしまいます。

石田委員 それ何やったっけ、今。

事務局 生産緑地の行為制限ですね。

石田委員 はい。

事務局 が、解除になってしまいます。3か月たつと。

石田委員 3か月で。

事務局 はい。ですので、その期間内で農業委員会から都市交通計画課のほうに回答をして、向こうでの手続というところの期間をちょっと考慮した結果、このような期間にちょっとなっているのかなと、私どもも考えますが、確かに石田委員おっしゃるとおり、この期間について、担当課のほうと再度、まあ見直せる部分は見直していきたいと思っております。
以上です。

石田委員 今のそのお話を聞いてな、余計疑問にわいたのはな、相続税の相続の申告というのは、今は10月か6月か。

田中委員 10か月。

石田委員 10か月やな、今。10か月の期間の間にな、その農地として相続したら、相続税猶予されるわけやんか。それ、10か月の期間の間に相続税を決めてもいいということになったんやな。期限的に。ところが、あなたたちの今の説明では、3か月って言うからさ、余計検討しんならんのちゃう。思いません。相続税は10月やろうが。その間に。

大倉委員 10か月の間に、これ決めるっていうんだ。

石田委員 うん。いや、だから3か月やから。

事務局 買取り申出をしてから3か月になります。亡くなられてから3か月ではなく。

大倉委員 申請してから3か月や。

事務局 その方々がお亡くなりになられて、まあ相続とか検討。

石田委員 ほんだらごめん。ほんなら相続して10月の間に相続して。

大倉委員 申告した後からということやな。

事務局 そうです、そうです。買取り申出をされてから3か月たつと、行為制限が解除されてしまいますので。

石田委員 相続が終わってから3か月でもええわけか。相続の、大体そこでの申告をしてから3か月でええわけか。

事務局 そうですね。どのタイミングでこう決めはって申出をされるかというのは、恐らくその権利者の、継承者の判断にはなるかなとは思いますが、その申出が、都市交通計画課にされてから3か月という形のようになります。

大倉委員 確定してからということか。ほんなら相続。

事務局 それは税金と、まあその部分は確実に一致はしてこないとは思いますが、ですけど。

石田委員 うん。まあまあ、一致はせえへんのは分かってんねんけどな、そやけど、その今言うてる買取りなり、あるいはJAにあっせんしてな、その結果をもって、それでしか相続の申告はできませんやん。相続税の猶予を受けようとしても。

橋本委員 これ、相続と話は別やね。

事務局 別で。

橋本委員 別の話やね。うん。

石田委員 相続と全然別の話ですけどね。

橋本委員 満期きてはって3か月やねんから、満期くるの分かってはんねやったら、そのぐらいの期間には。死にはんのは、突然死んでまうから、相続。それはまあ、それでも10か月は短いかなとは思うんですけど。もう今の話でいくと、これ守口市が決めてることなのか、国が決めてることなのか。守口であるならば、話をちょっと、こう、したらどないっていうけど、これ国やとか農水省あたりが決めてることなんであれば、こう地方のこうね、こういう団体が一々ごちゃごちゃ言うても、どないもならへん話なんで。この例えば、その期間今言うた3か月というのは短いねんけど、まあ短いとは思いますが。うん。それを、どこが決めてはんねやろう。

事務局 はい。こちら生産緑地法のほうで決まっておりますので。

橋本委員 法律やねんね。

事務局 国の法律で決まっております。

橋本委員 国も法律やね。守口市が独自でどうやとかっていう話ではないんですね。

事務局 そうですね。それは、ちょっとできないことに。

橋本委員 そしたら、国変えてもらわないとだもんね。

事務局 そうですね。

石田委員 まあ、今おっしゃったことは、それでやったらそのとおりなんやけどね。それ、国がそういうふうに決めてるやろけども、守口はそれに準じてるの、ほんとに。

橋本委員 準じな、法律違反ちゃうか。

石田委員 いやいや、例えば農地法の改正なんかでも、市の独自で決めることができるってなっている部分がたくさんありますやんか。農地法で決められててもね、市の農業委員会なり、あるいは市のほうで、独自に決めることができる部分ってたくさんありますやろう。だから、国

が決めてるからいうて、市が必ず従うべきものと、任意で市独自で判断してもええいう部分があるので、今回のそのお話はね、どうなんかなど。

橋本委員 そんなことができるんですか。まあ、それは答え急に言わんでも、もうそんな分からへんからね。別に今答えてくれって言えへんから。まあまあ全然後々でええとは思うんですけど。まあ国の法律があつて、国のその農水省が決めてることを、その守口が独自でどんどん変えられることができるのかできひんのか。そのうちに、この今その3か月の期間が入るのか入れへんのかっていうのは、今そんなに急にできる問題、それ出るんですか、そのノートで。

大西委員 これ、あの。

橋本委員 いや全然、答え急いでません。

大西委員 30年言うて、この解除するとかせんとかいうのは、今回初めてですやんか。制度としてね。

事務局 そうですね。はい。

大西委員 だから事務局のほうも、初めてのことやから、すぐに回答が出るかどうか分かりませんが、もし、じゃないってなれば、可能であれば、まあ次の来月ということですね、一般的な流れとして、また教えていただいたらありがたいですけど。

それともう1つこの、協力依頼先として、北河内農業になってますけども、これは従来から、こういうことが出てきた場合は、まず北河内農協にあっせん依頼されるっていうことですか。

事務局 そうです。

大西委員 ここだけ。ほかには。

事務局 ほかはないですね、今のところは、はい。

大西委員 農協でなければならぬということでもないですね。そのあっせん依頼先ですね。

石田委員 大阪も中間管理機構とか何かあるな。何か、あそこでもいいん違うの。

橋本委員 それは守口市が決めることなんで、それは検討してもらえれば、いいと思いますね。

事務局 そうですね。

大西委員 農地の取得やから、まあ一番そういうことに精通いうか、されてるのは、農協さんが。

事務局 そうですね。そういう判断で。

大西委員 いうことで、まあ、された。

事務局 市の中にあってというような感じで、今までは、これまではそういう形を取らせていただいていたという感じですね。

大西委員 ということですよ。まあまあ慣例というか、で、されてるということですね。はい。分かりました。

事務局 先ほど石田委員もおっしゃったように、期間のことにつきましては、やっぱり農地法なんかでも、市の実情に応じて設定できるとか、その辺の文言があるかないかというところで、今、生産緑地法につきましては、都市計画課のほうが所管してます。それで、最初に言うていただいたみたいに、一度やっぱり都市計画課のほうと、やっぱりその生産緑地法も含めた上で、やっぱりそういう意見があったけどもってあるので、また伝えて、一遍ちょっとお話のほうはさせていただくという形を取らせていただきます。

西口会長 いいですかね。

石田委員 はい。結構です。

西口会長 はい。それでは次に進みたいと思います。

報告事項(2)の「任期満了に伴う農業委員会委員募集について」、事務局より、お願いいたします。

事務局 先月の総会でも、ちょっと少し御説明させていただいたんですけれども、現在の皆様、守口市農業委員の皆様の任期が、令和5年の、今年の7月19日に任期満了を迎えることとなっております。現在、それに伴いまして、市の広報「もりぐち」の1月号に、その募集掲載をさせていただいております。

本日、皆様のお手元にですね、募集要項と様式のほうを配付させていただいております。その様式と募集要項のほうですね、来週の早々には、もう市のホームページに募集要項を掲載して、ダウンロードできるようにさせていただいて、それを紙ベースでも市内の公共施設、コミュニティセンター等にも置かせていただきまして、書類を提出していただければという体制をつくっていかうかなというように考えております。

大きなところだけ、ちょっと委員の皆様にもお伝えさせていただこうかなと思ひまして、受付期間につきましてはですね、2月1日から2月28日までが受付期間です。詳細につきましては、また募集要項、先ほど言わせていただいたものをご確認していただければと思います。

なお、注意点で、委員の皆様には知っておいていただきたいところだけで、ちょっと募集要項の1枚目の7番の「推薦及び応募に関わる手続等」を、ちょっと見ていただいてもよろしいでしょうか。

提出書類につきましては、3種類の様式がございます。様式1号につきましては、農業者等個人の方が推薦する場合となっております。様式2号につきましては、法人または団体が推薦する場合となっております。

申し訳ございませんでした。もう一度、様式1号が個人が推薦する、推薦ですね。個人に推薦による場合の申込書です。様式2号につきましては、法人や団体様が推薦する場合でございます。様式3号が自分から応募される場合となっております。

委員の皆様につきましては、各皆様で御推薦や応募等になりますので、またいろいろと御協力のほど、よろしく願いできたらなと思っております。

なお、締め切られた応募後の手続につきましては、書類の確認等を内部で行わせていただきまして、市長の承認をいただいた後、6月の議会で議会の承認をもらう上程をお願いする予定となっております。

任期につきましては、令和5年7月20日から、任期は3年となりますので、令和8年7月19日までとなっております。

また、先ほどもお伝えさせていただきましたように、委員の皆様には御継続の検討及び推薦、また応募の方に声かけ等を、各ところでお

願いしていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。
何か、ほか募集要項で。

大西委員 応募で、例えば複数名というか、多い場合は、選挙というかあれですね。

事務局 選挙っていうかですね、昔は選挙制度であったんですけども、守口市農業委員会の委員候補者選考委員会というのを開かせていただいて、その中で、市の部長等で検討していただいて、選任していただくという形を取らせていただくという形ですね。

以上でございます。

西口会長 ほか何か御質問あったら伺います。
いいですかね。
それでは、3番目の「その他」に移りたいと思います。
事務局より、よろしく願いいたします。

事務局 先日、お電話のほうで確認させていただいたんですけども、本日もちょっと書類のほうは1枚ものでお渡しさせていただいてるんですけども、北河内地区農業委員会連合会が寝屋川市のほうで開催予定となっております。バスのほうを、お伝えさせていただいたバスのほうは市役所のほうで御準備させていただいたんですけども、出欠の有無と、寝屋川市になりますので、もし直接行かれるという方もちょっと聞いておるところもありますので、今おられる方で、後の方はちょっと電話をさせていただいて最終確認するんですけども、もし欠席されるという方がおれば、24日の午後1時に、ここに集合になっております。帰ってくるのが恐らく4時半ぐらいかなと思っているんですけども、欠席の方はおられないということで、よろしいでしょうかね。もし、自家用等で車で行かれるという方は、おられますかね。バスの都合で。石田委員は直接で。分かりました。地図のほうをおつけしてしますので、先日もし、私以前、ちょっと石田委員に携帯番号を教えて、また教えて、何かあれば電話いただいたら対応しますので、直接会場のほうに来ていただければ、分かるように立っとくようにしますので、よろしく願いいたします。

あともう1点、守口大根長さコンクール、ちょっと3年ぶりに、この1月30日に開催させていただくこととなっております。もし、育てておられる方がおられたり、推薦していただいて、コンクールに出展していただくような声かけと、また当日お時間があれば、出席いただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西口会長 それ以外で、何か御意見がある方、伺いたいと思えますけども、ないですかね。

田中委員 すいません。長さコンクールは何時からですか。

事務局 すいません。午後2時からとなっております。すいません。午後2時から、1階の103から104、105号室になってます。

西口会長 ほかの件で、その他に件で、何かございませんか。
いいですかね。

ないようでございますので、それでは、次回の総会の日時ですが、令和5年2月17日金曜日、午後1時30分より、6階の602、この会場で開催させていただきます。出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして、いろいろとありがとうございました。

これにて閉会をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

※ 一部、個人情報が含まれているため、実際の会議録を非開示としている部分があります。